

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年1月14日開催（信託協会との意見交換会）]

1. 企業価値担保権の制度施行に向けた取組について

- 2026年5月25日、事業性融資推進法が施行され、企業価値担保権という新たな担保制度が導入される。
- 企業価値担保権は、諸外国の全資産担保実務を参考として創設され、中小企業向けの融資に加え、LBOファイナンス等での利用も想定されている。
- 企業価値担保権付きローンは、諸外国の実務も参考に、新たな運用対象資産としても位置付けられ、2025年6月には、資産運用立国の関連施策として「具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す」旨が閣議決定された。

(参考1) 資産運用立国議員連盟「資産運用立国2.0に向けた提言」(令和7年4月23日)

【中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供】

(3) 運用対象資産等の多様化の更なる推進

- ・ 企業価値担保融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、金融庁は、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指すべきである。

(参考2)「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」(令和7年6月13日)

VII. 資産運用立国の取組の深化

3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

③企業価値担保権付き融資の活用促進

企業価値担保権付き融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す。

- これを受け、企業価値担保権に関する信託契約書・特約書の書式等の具体例について、2026年1月9日に有識者による勉強会を実施した。

資料については、足元、最終調整を進めているところ、準備が整い次第、勉強会の資料として、金融庁ウェブサイト公表する予定である。

- 金融庁は、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとする方々においては、是非金融庁までお知らせいただきたい。

2. Japan Fintech Week 2026 の開催について

- 金融庁では、日本のフィンテックの魅力を世界に発信し、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、各種団体が開催する多彩なフィンテック関連イベントと連携する「Japan Fintech Week」を開催している。

2025年3月に開催した「Japan Fintech Week 2025」では、合計80以上のイベントと連携し、国内外から延べ約2万人の参加者を迎えるなど充実したものとなった。

- 2026年は、2月24日～3月6日に、「Japan Fintech Week 2026」を開催する。

2026年も、期間中に官民様々な団体によるイベントが開催され、このうち今回で10回目を迎える「FIN/SUM」では、「AI×ブロックチェーンが創る新金融エコシステム」をテーマとし、AIやブロックチェーンに加えて、地域金融やサステナビリティなどを含む幅広いトピックのパネルディスカッション等を行う予定である。

- 各イベントの詳細はJapan Fintech Week 公式ウェブサイトですぐ御案内するので、御確認の上、積極的な参加をお願いしたい。

3. 「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」について

- 2025年11月21日、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が閣議決定された。

- 今回の総合経済対策では、①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、③防衛力と外交力の強化、の三つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。

- 金融庁関連としては、

- ・ 地域金融機関が地域経済の成長に一層貢献するための「地域金融力強化プラン」の策定・推進

- ・ 金融経済教育・NISAの一層の充実やコーポレートガバナンス改革の実質化等を通じた「資産運用立国」の更なる推進
- ・ 米国関税の影響を受ける事業者に対する金融機関による資金繰り等の支援の促進

などの施策が盛り込まれている。

- 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるように、しっかりと取り組んでいく。各金融機関においても、御理解・御協力を宜しくお願いしたい。

4. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、2025年12月19日に「地域金融力強化プラン」を公表した。
- プランには、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」での議論も踏まえ、地域金融機関が、地域企業の価値向上や地域課題の解決に一層貢献していくための方策や、このための環境整備に関する施策を盛り込んでいる。
- 地域金融機関には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることに留まらず、幅広い金融仲介機能の発揮を通じ、企業価値の向上に貢献していくことが期待されており、例えば、地域金融機関による地域企業への成長支援を後押しするため、実証実験等による具体的事例の創出や知見提供を通じ、地域金融機関と、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進していく。
- 一方で、地域金融機関が引き続き地域経済を支えていくためには、経営基盤の強化により十分なりスクイク余力を確保することも重要であり、このため、金融機能強化法における資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充等も盛り込んでいる。
- 地域の事業者・経済の持続的な発展に当たっては、地域金融機関に限らず、地域内外の様々なプレイヤーとの連携が重要である。各金融機関においても、本プランを御参照いただきたい。

5. 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣等に関するQ&A

- 金融機関がJ-FLECの講師派遣等をより活用しやすくなるよう、J-FLECは

これまでに寄せられた主な質問等をまとめ、金融機関向けのQ&Aを策定した。

- 例えばQ&Aの④では、講師派遣の際の金融機関職員の同席や、講師派遣前後での商品・サービスの紹介については、派遣先と調整いただければ必ずしも妨げられるものではないと整理されている。
- J-FLECの講師派遣等を御活用いただくことで、金融機関の負担軽減にもつながる。御不明な点があれば、Q&Aに記載のJ-FLECの連絡先に直接お問い合わせいただき、是非御活用を検討いただきたい。
- また、J-FLECでは、2025年11月にはオンラインで講義が受けられる動画の配信も開始したので、こちらも是非御活用いただきたい。

6. インパクトコンソーシアム主催勉強会 第2回（資金提供者向け）の開催について

- 金融庁及び経済産業省が事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していくため、投資家・金融機関・企業・NPO・地方公共団体等の幅広い関係者で議論を進めている。
- 本コンソーシアムの活動の一環として、2025年11月より、インパクトに係る取組に関心を持ち始めた層が更なる理解を深め、実践に繋げていくことを目的として、コンソーシアム会員以外も参加できるオンラインの勉強会「『インパクト』の視点が広げる可能性 ～基礎から学べる、実践に向けた第一歩～」を開催している。
- 2026年2月2日に開催予定の第2回勉強会では、地域金融機関や機関投資家等の資金提供者を主な対象として、インパクトファイナンスの意義や可能性、資金提供者が果たすべき役割や実践のポイントについて、取りあげる予定となっている。
- 詳細や参加申込方法はコンソーシアムのウェブサイトにて掲載しているところ、各金融機関においては、是非積極的に御参加いただきたい。

(参考) インパクトコンソーシアム セミナー情報

<https://impact-consortium.fsa.go.jp/seminar>

7. 医療・介護保険における金融所得の勘案について

- 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いの実現に向けた実務的な検討を行うため、2025年11月26日に関係府省庁会議が開催された。
- 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に当たっては、社会保険関係法令で提出義務を整備した上で、税制における金融所得に係る法定調書を活用する方式を前提に検討が行われている。
- また、当会議においては、関係省庁が連携の上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書における個人番号の記載率と記載内容の正確性の向上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書について、事務負担等の実態の把握に努めつつ、オンライン提出の要請を行うこととされた。
- 今後、法定調書の提出方法やマイナンバーの記載率等の実態調査等を進めていくことになるが、それに当たっては、各金融機関と密に連携したいので、御協力をお願いしたい。

8. 令和8年度税制改正要望の結果について

- 2025年末に公表された税制改正大綱においては、
 - ・ NISAのつみたて投資枠の対象年齢撤廃（こどもNISAの創設）や対象商品の拡充、税法上の所在地確認義務の廃止・代替
 - ・ 金融商品取引法等の改正を前提に、一定の暗号資産取引から生じる所得を分離課税とすること等を設置することが示された。
- 今後、上記施策を実施する上での実務的な論点を含め、様々な事項につき検討・議論していくこととなるため、引き続きの御協力をお願いしたい。

9. 手形・小切手機能の全面電子化について

- 手形・小切手機能の全面電子化の目標期限である2027年3月末まで残り1年余りとなったが、各金融機関においては、利用者に混乱を生じさせないように、目標期限から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応

を主体的かつ積極的に進めていただくよう、改めてお願いする。

- こうした対応の中で、地域ごとに金融機関の担当者による意見交換会等を実施し、情報共有等の連携を図っている取組事例もあると聞いているところ、引き続き、地域内の金融機関と連携して効果的に進めていただきたい。
- 本件は、金融界のみならず、政府や産業界が一丸となり推進していくことが重要である。金融庁も、例えば、全国銀行協会による広報ポスターやセミナーの後援等を実施してきた。また、全国銀行協会のみならず、多くの産業界において自主行動計画を策定し、取り組んでいただいているものと承知している。金融庁としても、今後も様々な場を通じて、事業者を含めた関係者へ政府方針等について説明を行うなど、引き続き国民の理解・協力を促してまいりたい。

10. 2025年10月24日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2025年10月22日から24日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランに拠点を置く金融機関の支店等の設置拒否
 - ・ イランにおける金融機関の支店等の設置禁止
- これを受け、2025年12月1日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和7年10月24日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。
- 同要請文においては、犯収法に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

（以上）